

飯塚市社会福祉協議会行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について周知と有効活用の推進。

<対策>

●令和3年1月～

育児休業等の対象となる職員に適切な情報提供を行い、諸制度を活用しながら仕事と家事の両立を促進していますが、令和3年1月より法律が一部改正されることに伴い、1日又は、半日単位での取得から、すべての労働者が希望する時間単位での取得が可能となることを周知する。

また、令和3年1月からは、取得の周知、有効活用の推進を図る。

●平成27年4月より作成したリーフレットの見直しを行い、職員に配布するとともに、常時閲覧できるよう事業所ごとに設置する。

目標：働き方改革（均等待遇・均衡待遇）に伴う、職員処遇の見直しを明確化。

<対策>

●令和2年4月～

働き方改革（均等待遇・均衡待遇）に伴い、職員処遇の見直しを行い、職員全員が均等に休暇等を取得できるよう周知する。

- ・病気休暇
- ・特別休暇
- ・休職期間

●働き方改革（均等待遇・均衡待遇）に伴う職員処遇方針一覧表を作成し、全職員に配布するとともに、説明会を行い周知する。